



# 島根県報

平成28年8月12日（金）

第2,826号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

**【公 告】**

農用地利用配分計画の認可の申請

（農 業 経 営 課） 2

採石業務管理者試験の実施

（河 川 課） 2

**告 示****島根県告示第537号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成28年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部経営力強化支援資金の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第17条第2項」を「第21条第2項」に改め、同表の注の3第4号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

**附 則**

この告示は、平成28年 8 月12日から施行する。

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岡 俊繁	出雲市平田町3709	出雲市平田町字新田4292-1外5筆
永瀬 善教	出雲市今市町北本町4-2-11	出雲市西園町字長浜3257-4外6筆
太田 雄三	出雲市大塚町958	出雲市大塚町698-3外2筆
太田 貴己	出雲市大塚町1066	出雲市大塚町1202
富田 義夫	出雲市西林木町557	出雲市西林木町133外7筆
松井 幸男	出雲市武志町186	出雲市荻杼町160外1筆
勝田 茂	出雲市姫原町157	出雲市天神町35-2
三島 清三	出雲市稲岡町50	出雲市荻杼町514
常松 勝廣	出雲市美野町1293	出雲市美野町字伊野平369外12筆
農事組合法人 橋波アグリサンシャイン	出雲市佐田町下橋波111-1	出雲市佐田町一窪田992-1外1筆
八幡 睦	出雲市佐田町須佐846-2	出雲市佐田町須佐字向田1085-1外3筆
農事組合法人 まき営農組合	出雲市馬木町593-2	出雲市馬木町字欠頭417-1外4筆
農事組合法人 おおつか営農組合	安来市大塚町485-2	安来市大塚町字松實1552-1外203筆
合同会社 夢ファームロ羽	邑智郡邑南町下口羽937-1	邑智郡邑南町雪田160-1外3筆

## 2 申請年月日

平成28年 7 月29日

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法

施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成28年 8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成28年10月14日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は一般社団法人島根県採石協会、一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成28年9月1日（木）から同月16日（金）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成28年9月16日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成28年11月4日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。